

男鹿市条例第3号

男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年男鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、<u>第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第24条第5項<u>並びに地方公営企業法</u>（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、専門的業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (任期を定めた採用) 第2条 (略) <u>第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</u> <u>(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項<u>並びに第5条第1項並びに地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第24条第5項<u>及び地方公営企業法</u>（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、専門的業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (任期を定めた採用) 第2条 (略)

改正後	改正前
<u>(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</u> <u>2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。</u> <u>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</u> <u>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u> <u>2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u> <u>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</u> <u>(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の</u>	

改正後	改正前
<u>規定による承認</u> (2) <u>男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年男鹿市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第18条の規定による介護休暇の承認</u> (3) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認</u> <u>（任期の特例）</u> <u>第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u> (1) <u>第3条第1項各号に掲げる業務が3年を超えることが明らかな場合</u> (2) <u>第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。</u> <u>（任期の更新）</u> <u>第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。</u> <u>2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条各号</u>	<u>（任期の更新）</u> <u>第3条 任命権者は、前条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。</u>

改正後	改正前
<u>に該当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員又は短時間勤務職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。</u> (特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) 2及び3 (略) (<u>特定任期付職員の給与条例</u>の適用除外等) 第8条 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年男鹿市条例第43号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条の3から第7条の2までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する<u>給与条例第13条の2第1項及び第2項、第13条の3、第15条第2項及び第15条第5項並びに第16条第2項第1号</u>の規定の適用については、<u>給与条例第13条の2第1項及び第2項</u>中「第5条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第5条の3第1項に規定する職員又は男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、<u>給与条例第13条の3中「第5条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第5条の3第1項に規定する職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を</u>	(特定任期付職員の給与の特例) 第4条 (略) 2及び3 (略) 4 <u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> (<u>給与条例</u>の適用除外等) 第5条 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年男鹿市条例第43号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条の3から第7条の2まで<u>及び第16条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する<u>給与条例第2条、第13条の2第1項及び第15条第4項</u>の規定の適用については、<u>給与条例第2条中「寒冷地手当」とあるのは「寒冷地手当、男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)</u>第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、<u>給与条例第13条の2第1項</u>中「第5条の3第1項に規定する職員」とあるのは「第5条の3第1項に規定する職員、<u>任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>」と、給与条例<u>第15条第4項</u>中「同表以外の各給料表」とあるのは「同表以外の各給料表及び任期付職

改正後	改正前
<u>定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第15条第5項中「同表以外の各給料表」とあるのは「同表以外の各給料表及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表」と、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u> <u>(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)</u> <u>第9条 任命権者は、第3条の規定により任期を定めて採用された職員又は第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（次条第1項において「特定業務等従事任期付職員」という。）の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</u> <u>2 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定により決定されたその者の号給の額にかかわらず、当該号給の額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> <u>(特定業務等従事任期付職員の給与条例等の適用除外)</u> <u>第10条 給与条例第4条第3項から第10項まで並びに男鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成17年男鹿市条例条例第33号）第8条の規定は、特定業務等従事任期付職員には適用しない。</u> <u>2 前項に規定するもののほか、給与条例第6条、第7条の2、第7条の5、第17条及び第17条の2の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には適用しない。</u>	<u>員条例第4条第1項に規定する給料表」とする。</u>

改正後	改正前
<u>3 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する給与条例第7条の3第2項第2号、第10条第4項及び第18条第1項の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年男鹿市条例第26号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。</u> （企業職員である特定任期付職員の給与の特例） <u>第11条 （略）</u> <u>（企業職員である特定業務等従事任期付職員の給与条例等の適用除外）</u> <u>第12条 基準条例第3条の規定は、企業職員である特定業務等従事任期付職員には適用しない。</u> <u>2 前項に規定するもののほか、基準条例第5条、第6条及び第9条の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された企業職員である短時間勤務職員には適用しない。</u> （委任） <u>第13条 （略）</u>	（企業職員である特定任期付職員の給与の特例） <u>第6条 （略）</u> （委任） <u>第7条 （略）</u>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年男鹿市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(1 週間の勤務時間) 第 2 条 (略) 2 及び 3 (略) 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項又は男 鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年男 鹿市条例第26号)第 4 条の規定により任期を定めて採用され た短時間勤務職員 (以下「任期付短時間勤務職員」とい う。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間 を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり31時間ま での範囲内で、任命権者が定める。 5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要によ り前 4 項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要と する職員の勤務時間について、別に定めることができる。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らな い日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育 児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間 勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日まで の 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短 時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これら の日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において週休 日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間45分の勤務時間を割り振るものとする。た だし、育児短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間につ いて、当該育児短時間勤務の内容に従い 1 日につき 7 時間45	(1 週間の勤務時間) 第 2 条 (略) 2 及び 3 (略) 4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要によ り前 3 項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要と する職員の勤務時間について、別に定めることができる。 (週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らな い日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育 児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間 勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日まで の 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短 時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から 金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間45分の勤務時間を割り振るものとする。た だし、育児短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間につ いて、当該育児短時間勤務の内容に従い 1 日につき 7 時間45

改正後	改正前
分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年 前再任用短時間勤務職員 <u>及び任期付短時間勤務職員</u> について は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超 えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第4条 （略） 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振 りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ご との期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあって は8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定 年前再任用短時間勤務職員 <u>及び任期付短時間勤務職員</u> にあ っては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職 員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間 ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員、<u>定年前再任用 短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u> にあっては、8日 以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規 則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週 間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあ っては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上 の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設け る場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その 日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応 じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短 時間勤務職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短</u>	分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年 前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間につ いて、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割 り振るものとする。 第4条 （略） 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振 りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ご との期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあって は8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定 年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日）を 設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署 の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短 時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育 児短時間勤務職員 <u>及び定年前再任用短時間勤務職員</u> にあ っては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員につ いて、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につ き1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務 職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり 1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休 日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その 日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応 じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短 時間勤務職員 <u>及び定年前再任用短時間勤務職員</u> にあって

改正後	改正前
<u>時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)及び(3) (略) 2 及び 3 (略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第22条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員<u>及び任期付短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。	は、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)及び(3) (略) 2 及び 3 (略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第22条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

